

神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第31号

神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例施行規則の一部を
改正する規則

神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1項中「第1項第7号」を「第1項第4号」に、「第6号まで」を「第3号まで」に改め、同項第1号を次のように改める。

- （1） 条例第1項第1号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の卒業者については5年以上、短期大学等の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）については7年以上、高等学校等の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第1項第2号を削り、同項第3号中「及び学科目又は同項第3号若しくは第4号」を「又は前号」に改め、「若しくは学科目」を削り、「に規定する年数」を「の卒業者ごとに規定する最低経験年数」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次の1号を加える。

- （4） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第1項中第6号を第5号とし、第2項中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に、
「第5号まで」を「第4号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。